



# 栃木県公報

平成27年  
9月11日(金)  
号外  
第57号

## 目次

### 公 告

○建築士事務所の監督処分..... 1

## 公 告

### ○建築士事務所の監督処分

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月11日

栃木県知事 福田 富 一

- 監督処分をした年月日  
平成27年8月31日
- 監督処分を受けた建築士事務所
  - 名称及び所在地  
君島建築設計事務所  
鹿沼市日吉町494-2
  - 開設者の氏名  
君島 勲
  - 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号  
一級建築士事務所  
栃木県知事登録A第3409号
- 監督処分の内容  
建築士事務所の閉鎖1カ月間（平成27年9月15日から同年10月14日まで）
- 監督処分の原因となった事実  
君島建築設計事務所の管理建築士が、平成27年4月23日に、建築士法第10条第1項の規定により、国土交通大臣から1カ月間の業務停止の処分を受けたこと（建築士法第26条第2項第4号該当）。

(建築課)